

# 地域の差別の実態をふまえた教材の研究

## ――歴史学習における教材化の試み――

足利市立筑波小学校

### 1. はじめに

社会科「人権の確立との関係」において、各時代における庶民の生活と為政者に対する一揆に焦点をあて、教材化を試みるための一つのスタイルを提示した。

### 2. 研究の内容

- (1) 教科書の中で、一揆がどのように取りあげているか教科書を検討してみる。
- (2) 教科書に取りあげてある一揆との関連で「足利地方の一揆」「地域の差別の実態からみた時の一揆」の調査をする。
- (3) 一揆に至らずに終ったものの調査をする。
- (4) 「地域の差別の実態」という観点からみた場合、どの一揆の事例をあげることがよいか検討してみる。
  - ・ 教科書の事例と足利地方の事例の年代的比較
  - ・ 児童の関心、意欲、知名度、隣接地、内容等からの吟味
  - ・ 教科書の補説でよいのか。指導時数を特設して指導すべきかの吟味
- (5) 特設時間として位置づける時の検討
- (6) 特設時間の教材とするための指導の意図の検討
- (7) 児童に教材として与える場合の吟味
- (8) 授業研究によるたしかめ

〈社会科 6年〉

人権の確立との関係

各時代における庶民の生活と為政者に対する一揆その他の動き

- (1) 教科書の中で、一揆がどのように、とりあげられているか、あらってみる。

| 大 単 元 名       | 小 タ 単 元 名   | 題 材    | 資 料                         |
|---------------|-------------|--------|-----------------------------|
| 天皇と貴族の世の中     | (2)奈良の都     | 平城京    | ・農民の生活<br>P34 資料 I          |
| 武士が力をもってきた世の中 | (1)源頼朝と鎌倉武士 | 武士の生活  | ・農民が地頭をうつたえる<br>P51 資料 II   |
| 〃             | (2)立ちあがる民衆  | 強くなる農民 | ・借金を棒引きさせた土一揆<br>P58 資料 III |

|          |          |         |              |
|----------|----------|---------|--------------|
| 士農工商の世の中 | (3)農民の動き | 武左衛門一揆  | P88.89 資料 IV |
| 新しい日本    | (1)明治維新  | 幕府がたおれる | P101 資料 V    |
| "        | "        | 富国強兵    | P106 資料 VI   |
| "        | (2)自由民権  | 秩父事件    | P113 資料 VII  |

(2) 「一揆」との関連で「地域の差別の実態からみた一揆」のほりおこしをする。

| 年号            | 西暦        | 名 称       | 概 要  |
|---------------|-----------|-----------|--|
| 安政6年          | 1859<br>7 | 六角騒動      | 小中村 田中富造をめぐって起った、六角家財政建直しにからまる事件。田中正造も農民側の指導者として渦中の人となる。                   |
| 文久元年<br>1月23日 | 1861      | 足利町の打ちこわし | 米価の騰勢 当所産業織物不景気のための運動<br>資料 A  |
| 慶応4年<br>3月13日 | 1868      | 世直し一揆     | 木崎宿で発生した一揆は「世直し大明神」の大旗をたてて桐生から足利へ至る。小俣へ向う途中、足利藩兵と誠心隊（田崎草雲隊長）のため四散。<br>資料 B |
| 慶応2年<br>6月    | 1866      | 八給騒動      | 菱三か村（上、下菱村と小友村）の農民が桐生の穀屋に米の安売りを要求した騒動<br>資料 C                              |
| 慶応4年<br>3月16日 | 1868      | 下菱村の小前騒動  | 鎮守の社で評議をこらした下菱村の小前層は、村役人に施米倉の拠出と質物の返還を要求した。<br>資料 D                        |

(3) 「一揆」にいたらず終ったが、一揆同様に考えられるものはないか。

|      |      |       |   |
|------|------|-------|---|
| 天保8年 | 1837 | 万靈の碑  | 板倉村金丸の六之丞の妻よねの嘆願書<br>資料 E   |
| 明治2年 | 1869 | 深田義民碑 | 天候不順で、稻作の収穫はほとんどなく、日光県庁へおしかけ、強訴に出ようとしたが、9名の名主におしとどめられ、名主はとられ牢死する事件。<br>資料 F |

(4) 「地域の差別の実態」という観点からみた時、どの事例を教材とすることがよいか。

(1) 教科書の事例と足利地方の事例の年代的比較

| 教科書の事例 |                |                         | 足利地方の事例 |                |           |
|--------|----------------|-------------------------|---------|----------------|-----------|
| 資料番号   | 年号             | 一揆の名称                   | 資料番号    | 年号             | 一揆の名称     |
| 資料 I   | 奈良時代           |                         |         |                |           |
| 資料 II  | 鎌倉時代           |                         |         |                |           |
| 資料 III | 正長元年<br>(1428) | 徳政一揆                    |         |                |           |
| 資料 IV  | 天保7年<br>(1836) | 武左衛門一揆                  | 資料 E    | 天保8年<br>(1837) | 万靈の碑      |
| 資料 V   | 慶応2年<br>(1866) | 世直し一揆<br>・武州一揆<br>・信達一揆 | 資料 A    | 文久元年<br>(1861) | 足利町の打ちこわし |
|        |                |                         | 資料 C    | 慶応2年           | 八給騒動      |
|        |                |                         | 資料 B    | 慶応4年           | 世直し一揆     |
|        |                |                         | 資料 D    | "              | 下菱村の小前騒動  |
| 資料 VI  | 明治9年           | 地租改正反対                  | 資料 F    | 明治2年           | 梁田義民碑     |

(b) 児童の関心、意欲、知名度、隣接地等からみて、とりあげられる事例は何か。

- 教科書の内容に補説する程度でよいと思われるもの

| 教科書の事例 |       | 足利地方の事例 |           |
|--------|-------|---------|-----------|
| 資料番号   | 一揆の名称 | 資料番号    | 一揆の名称     |
| 資料 V   | 世直し一揆 | 資料 A    | 足利町の打ちこわし |
|        |       | 資料 B    | 世直し一揆     |

- 特に時間を特設して指導したいこと

| 教科書の事例 |        | 足利地方の事例 |       |
|--------|--------|---------|-------|
| 資料番号   | 一揆の名称  | 資料番号    | 一揆の名称 |
| 資料 IV  | 武左衛門一揆 | 資料 E    | 万靈の碑  |
| 資料 VI  | 地租改正反対 | 資料 F    | 梁田義民碑 |

(5) 特設時間として位置づける場合

資料 IV <武左衛門一揆の例>

- 現行の指導計画

- 小々单元名 農民の動き (2時間扱い)
- ねらい 農民たちは、農業生産をあげるために、新田の開発、農具の改良などに努めたが商品経済の発達によって生活は苦しく、そのうえ、年貢米のと

りたて、天災やききんなどが起り、ついに一揆をおこすようになっていったことがとらえられる。

(3) 指導計画（2時間扱い）

- 農民の努力……………0.5時間
- 武左衛門一揆……………1時間
- 学習のまとめ……………0.5時間

(b) 特設した場合の指導計画

(1) 小々単元名 農民の動き（3時間扱い）

- (2) ねらい 農民たちは……………（中略）……………ついに一揆を起こすことになつていったことを足利地方の具体的な事例を通してとらえられる。

(3) 指導計画（3時間扱い）

- 農民の努力……………0.5時間
- 武左衛門一揆……………1時間
- 万靈の碑……………1時間
- 学習のまとめ……………0.5時間

資料VI <地租改正反対の例>

(A) 現行の指導計画

(1) 小々単元名 明治維新

- (2) ねらい 弱まってきた幕府に対して、外からの開国をせまられ、幕府は鎖国を破って開国をし、まもなく、倒幕運動が広がり、ついに政権を朝廷に返したことととらえさせる。同時に、天皇を中心とした明治政府の諸改革のようすをとらえさせる。

(3) 指導計画（4時間扱い）

- 開國……………0.5時間
- 幕府がたおれる……………1.5時間
- 明治の新政府
- 四民平等のかけ声
- 富国強兵
- 文明開化……………0.5時間
- 学習のまとめ……………0.5時間

(P) 特設した場合の指導計画

(1) 小々単元名 明治維新

(2) ねらい ( 同 )

(3) 指導計画 ( 5 時間扱い )

- 開国 ..... 0.5 時間
- 幕府がたおれる ..... 1.5 時間
- 明治の新政府  
• 四民平等のかけ声 } ..... 1 時間
- 富国強兵 ( 梁田義民の碑 ) ..... 1 時間
- 文明開化 ..... 0.5 時間
- 学習のまとめ ..... 0.5 時間

(6) 特設した教材については、指導のために次の三点を付す。

1 教材選定の意図

2 指導の視点

3 指導上の留意点

<例> しぶぞめ一揆の例

## 9 差別にたちむかつた人々

### 1. 教材選定の意図

江戸時代の中頃以降、商品貨幣経済の発達につれて幕藩体制は次第に動搖はじめたが、農民からの貢租を主たる財源とする為政者の農民への統制は漸次強化され、その結果として百姓一揆の頻発をみることとなった。

一方、部落に対する統制は一般農民以上に苛酷なものがあり、その非道さに対する部落の人々の怒りが爆発することも珍らしくなかった。

ここでは安政年間、備前岡山藩で起こった「しぶぞめ一揆」の概要を紹介したわけであるが、不当なことを不当なことと承知しながら容認するという生き方を改め、人間としての権利を主張して立ち上がった部落の人々の生きざまに学びたい。

### 2. 指導の視点

- (1) 江戸時代の農民の生き方・部落の人々の生き方を歴史的背景を通して学びとること。
- (2) 「儉約令」という名のもとに行われる政策が部落に対する差別感の上になりたっており、部落の人々の生命をかけた行動をよびおこした。
- (3) 権力に対して立ち上がるということがどのようなことを意味するか、文字通り生命をかけ

た行動であるが、部落の人々が立ち上がるにいたるまでの経緯を重視すること。

(4) かねて部落に対して差別感をいだいていた一般農民も、この時には被抑圧の意識をもつたことも重視したい。

(5) 一揆を成功させたものは何であったか。しぶ染めの着用を強いられたことが何故生命をかけるほどのものであったかの理解も重視したい。

### 3 指導上の留意点

社会科歴史における学習の後に、社会科の学習の成果の上に行うか、あるいは、社会科歴史のなかに位置づけて取り扱うなど、実際の指導に当たってはもっとも効果の高い時期・方法を検討すること。

単なる抵抗運動としての浅いとらえ方にならないよう、児童に十分、一揆の必然性がとらえられるよう配慮すること。

### (7) 児童に「教材」として与える場合の資料の吟味

- 1 読み物として与える — やさしい文におす
- 2 スライドでみせる — 覚性院の石碑をスライドにする
- 3 テープレコードできかせる — 覚性院の住職の話をきく
- 4 現地へ行って学習する

#### ＜例＞ 「読み物」として与える場合

#### 梁田義民

梁田義民の事件は、日本の封建社会の名残りとも見られる。いわゆる封建的な圧政への抵抗を示す一つの出来事であります。

明治2年（1969年）の版籍奉還によって、梁田郡（今の御厨、筑波、梁田地区）は日光県となりました。その年は、天候不順による不作で、稲作の収穫はほとんどなく、そのため、村民は相談して、日光県に実地に調査してもらうことと、税を減らしてもらうことを嘆願しようということになりました。

その結果、県からは柳川藤藏権大参事のほか2名の役人が派けんされ、作柄を検査しましたが、実情をわかってもらえませんでした。

同じ梁田郡でも、古河、本庄、足利の各藩がおさめていたところでは、税が減らされました。

村では、何度も嘆願書を出しました。

この嘆願書によれば、当時の不作によるみじめなようすがよくわかり、胸をうつものがあります。

しかしながら、それらの願いはすべて、うけいれられません。そこ

こで、みんなで相談した結果、大勢で日光県庁におしかけて、訴えることにしました。これを知った須藤貞蔵（名主）ほか9人の人たちは、途中の川崎村でこれを迎え、思いとどまるよう説得して、これをしめて解散させることができました。

ところが、このことが県に誤って伝えられ、この9人が一揆を煽動したと誤解され、9人は12月7日、梁田宿の上総屋に出頭するよう命じられ、そのままたいほされ、連行されて、富田宿（太平町）・石橋宿・徳次郎宿をへて12月17日、日光の牢屋に収容されました。

しんせきや村の人が日光にきて宿をとり無実を嘆願しましたがとりあげられず、差入れも面会も許されませんでした。その年は、例年ない寒い年で、牢内にもかぜが流行し、12月27日に稻村安右衛門（52）が死亡、28日に石橋内蔵之助（65）、木村勘十郎（48）、坂田丈助（59）が死亡し、1月3日に室田治右衛門（52）、6日に渡辺喜太郎（46）が死亡、2月26日には須藤貞蔵が死亡しました。

このため、嘆願に出てきた人々や、遺がいの引取りや運ばんにあつた人々も病気にかかり、30名にもおよぶ死者を出てしまいました。

こうして、明治3年2月27日、吉田源兵衛、石川利十郎だけが生きて出獄をゆるされました。

この間、何の取り調べも判決もなかったのです。

しかし、その年は、梁田郡全部が税を免除されました。

\* \* \* \* \*

生きて帰った吉田源兵衛は明治14年2月22日、78才で死去し残った石川利十郎は、山口信治（福居）、長真五郎（福富）と相談して、追善事業を計画し、資金の募集を行ないました。そして、明治44年4月9日、姥ヶ原 義民顕彰の碑が建てられ、除幕式が挙行されました。しかし、石川利十郎はこれをまたず、明治40年8月、78才で歿しました。

この碑は、耕地整理のため昭和9年、姥ヶ原から御厨小学校庭に移され、昭和42年百年祭を機に島田町覚性院に移しました。追善供養祭は、毎年4月9日 覚性院にて行なわれています。

※須藤 貞蔵（名主）  
石橋内蔵之助（名主）  
石川利十郎（名主）  
室田治右衛門（名主）  
稻村安右衛門（問屋）  
木村勘十郎（百姓）  
坂田 丈助（組頭）  
渡辺喜太郎（百姓）  
吉田源兵衛（年寄）

#### ※川崎村

現在の足利市川崎町  
(毛野地町) 梁田から渡良瀬川を船で渡った向岸の村

#### ※日光の牢屋

土牢で温度が高く中に入っているだけで大変な所

以上のような教材化へのステップをふみ、児童の実態、今までの教科の進め方などから、次の指導案を作成した。

(8) 授業研究によるたしかめ

## 社会科学習指導案

昭和55年10月24日 第4校時

5年2組 指導者 高木堅持

**1 小々単元名 明治維新**

**2 小々単元のねらい**

弱まってきた幕府に対して、外国から開国をせまられ、幕府は鎖国を破って開国し、まもなく倒幕運動が広がり、ついには政権を朝廷に返したことをとらえさせる。

同時に、天皇を中心とした明治政府の諸改革のようすをとらえさせる。

**3 教材について**

(1) 教材選定の理由と同和教育の視点

明治政府は、鎖国による近代化の立ちおくれを、一気に回復して、諸外国と同等の立場に立とうとした。そして諸々の改革を行ったが、その中でも、急務は、富国強兵策であった。そして、その基盤となる財源の出所は、やはり農民からの地租であった。（歳入の70%が地租）

農民は新政に期待していたが、現実は旧封建支配とほとんど変わらないものであり、再び一揆が起こされた。

結果的には、短期間の内に近代国家への仲間入りができるまでに発展はするが、しいたげられた農民の生活を無視するわけにはいかない。

当時、足利においても例外ではなかった。その結果、梁田義民の悲劇も起こったのである。

(2) 地域の実態（一揆のようす）

明治2年、この年は非常な不作で、農民が、その凶作を所轄の日光県に願い出たところ、一度は作柄視察に来てくれたが、穂先が水にぬれ、垂れ下っているのを「むしろ豊作である」として取り上げてくれなかった。その後、農民はたびたび不作嘆願書を出した。（この嘆願書には、本校通学区の地名も見られる。）にもかかわらず何の通知もなく、思いあつた農民は、むしろ旗をたてて大挙日光県庁に押しかけようと行動を起こしたところ、これを聞いた村の有志数名が、熱心に説得し、承服させて一揆がおさまった。しかし、この人たち9名は、煽動者として投獄され、12月27日から翌年の正月までに7名が獄死し、残る2名も病気で、戸板に乗せられ、家に帰った。明治3年2月27日のことであった。加えて、戸板を担ったり、病人の世話をした30余名も病気に感染して死亡したのであった。

しかし、結果的には、その年は免租になったのである。これらの人々の顕彰のため、「梁田義民の碑」が建てられ、今でも追善法要のための義民が島田覚性院に於て取り行かれている。

この様に、新政府発足のころ当地に於ても、一揆による農民の力強い立ちあがりが見られたのである。

#### 4 指導計画 6時間扱い

|          |             |
|----------|-------------|
| 開 国      | 0.5 時間      |
| 幕府が倒れる   | 1.5 "       |
| 明治の新政府   | 1 "         |
| 四民平等のかけ声 |             |
| 富国強兵     | 1 "         |
| 梁田義民の碑   | 1 " (本時) 特設 |
| 文明開化     | 0.5 "       |
| 学習のまとめ   | 0.5 "       |

#### 5 本時の指導

(1) 題材名 梁田義民の碑

(2) ねらい

富国強兵政策のための地租取り立てが当時の農民の生活をどれほど苛酷なものにしていたかを当地の事例「梁田義民の碑」を通して理解させ、しいたげられたものが力強く立ちあがるようすをとらえさせる。

(3) 同和教育の視点

農民と名主が力をあわせて立ちあがることによって大きな力になり得たことを理解させたい。加えて、とらえられた人々と農民の心のつながりを通して、助けあうこと、信じ合うことの尊さを理解させたい。

(4) 同和教育指導上の配慮事項

当時の実事を正確にとらえさせることにより、立ちあがらざるを得なかった農民と儀せい者の側に焦点を合わせ、また、発展途上に於ける政治のゆがみにも気づかせたい。

(5) 展開

| 具体目標             | 学習活動  | 時間     | 資料                                 | 指導上の留意点   | 評価             |
|------------------|---|--------|------------------------------------|---|----------------|
| 1.一揆の確認<br>(導入)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一揆とは何か。</li> <li>・どんな時に起こるか。<br/>(考え、発表する)</li> <li>・この近くでは一揆が起らなかったか予想する。</li> </ul> | 5<br>分 | 一揆発生のグラフ                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎農民の側に立った考え方で進めたい。</li> <li>・政治のゆがみについてふれる。</li> </ul> | 一揆について理解しているか。 |
| 2.梁田義民について考えさせる。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・梁田義民について調べる。(グループ)</li> <li>天候不順による不作</li> </ul>                                      |        | 拓本<br>プリント<br>(読み物)<br>写真<br><br>↓ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・立ちあがらざるを得なかった農民の側に立って調べてゆくようにさせる。</li> </ul>          |                |

|   |  |                |  |  |
|---|--|----------------|--|--|
|   | 嘆<br>願   |                | ・嘆願書の内容についても理解させたい。  | 原因とその結果が理解できているか。                              |
|   | ↓  |                |  |  |
|   | 再 嘆 願  |                |  |  |
|   | ↓  |                |  |  |
|   | 農民の立ちあがり   | (嘆願書の<br>ぬき書き) |  |  |
|   | ↓  |                |  |  |
|   | 結 果 33   |                |  |  |
|   | ・調べたことについて<br>グループ毎に発表す<br>る。                      | 分              |  | 立ちあがらざ<br>るを得なかつ<br>た理由とその<br>意義が理解さ<br>れているか。 |
| 3.義民の碑の意<br>味について考<br>えさせる。                   | ・ぎせい者は、当時の<br>農民にとって、どう<br>受けとられたかを考<br>え発表する。(個人) |                | ・しいたげられた者<br>のつらさ悲しさを<br>十分とらえさせた<br>い。また、立ちあ<br>がることの意義も<br>考えさせたい。<br>・ぎせい者と農民の<br>心のつながりにつ<br>いて考えさせたい。 |  |
| 4.農民の立場に<br>立って、ぎせ<br>い者に手紙を<br>書こう。<br>(まとめ) | 作業用紙に書く。(提<br>出する)                                 | 作業用紙<br>7 分    |  |  |

### 梁田義民

梁田義民の事件は、封建的な政治に対する農民の抵抗を示す一つの事件です。

明治2年(1869)の版籍奉還によって、梁田郡(今の御厨・筑波・梁田地区)は日光県となりました。その年は天候不順による不作で、稻の収穫はほとんどありませんでした。そのために村人たちは相談して、日光県庁に“実際に調査してもらうこと”“税を減らしてもらうこと”を嘆願しました。

その結果、県からは柳川藤蔵権大参事のほか2名の役人が派けんされました。実情をわかつてもらえませんでした。(同じ梁田郡でも、古河・本庄・足利では税が減らされました。)

村では、何度も嘆願書を出しました。この嘆願書によれば、当時の不作によるみじめなようすがよくわかり胸をうつものがあります。

しかしながら、それらの願いは受け入れられません。そこでみんなで相談し、大ぜいで日光県庁におしかけて訴えることにしました。これを知った須藤貞蔵（名主）など9人の人達は、途中の川崎村（今の足利市川崎町）でこれを迎え、

「みんなが大勢でおしかけたのでは、一揆になってしまい、理由が通らなくなってしまう。どうか、この場はがまんして、私たちにまかせてくれ、決して悪いようにはしないから」と、説得して、解散させることができました。

ところが、このことが県にまちがって伝えられ、9人が一揆を起させたと誤解され、12月7日、梁田の上総屋に来るよう命じられ、そのままたいほされ、富田宿（今の太平町富田）・石橋（今の石橋町）・徳次郎宿（今の今市市徳次郎）を経て、12月17日、日光のろう屋に入れられてしまいました。

親せきの人や村の人たちが日光に行き、無実を訴えましたが、とりあげられず、面会や差入れも許されませんでした。その年は、例年ない寒い年で、ろう屋内にもかぜが流行し、12月27日に稻村安右衛門が、28日には石橋内蔵之助・木村勘十郎・坂田丈助が、1月3日には、室田治右衛門、6日には渡辺喜太郎が、そして、2月26日には須藤貞蔵が相次いで病死しました。

このため、嘆願に日光へ行った人々や、遺体のひきとりや連ばんにあたった人々も病気にかかり、30名にものぼる死者を出してしまいました。

こうして明治3年2月27日、吉田源兵衛・石川利十郎だけが生きて出獄を許されました。しかし病身のため戸板で運ばれたそうです。

この間、何の取り調べも判決もなかったのです。

しかし、この年は、梁田郡全部が税を免除されたのです。

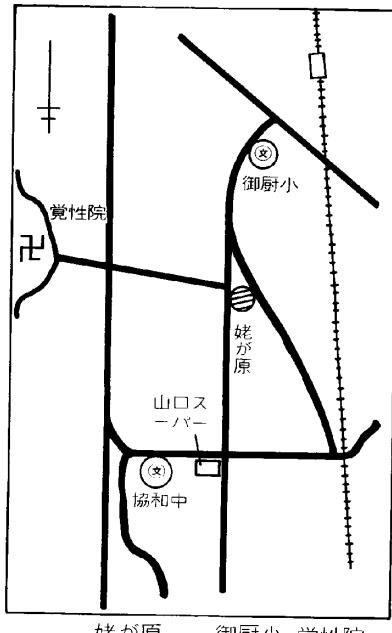
生きて帰った吉田源兵衛は明治14年2月22日、78才で死去し、残った石川利十郎は、山口信次（福居）・長真五郎（福富）と相談して、追善事業を計画し、資金の募集を行ないました。

そして、明治44年4月9日、姥ヶ原（上渋垂町）に義民顕彰の碑（梁田義民の碑）が建てられ、除幕式が行われました。しかし、石川利十郎は、これを待たず、明治40年8月、78才で死亡しました。

この碑は、耕地整理のため、昭和9年、御厨小学校に移され、昭和42年百年祭の時、島田町の覚性院に移されました。追善供養祭が、毎年4月9日、覚性院で行われています。

（文責 安藤重雄）

(略地図)



姥が原 御厨小、覚性院